

第1回教育委員会会議録

- 1 日 時 平成30年1月24日(水) 開 会：14時30分
閉 会：15時15分
- 2 場 所 周南市毛利町2丁目2番地
周南市教育委員会 2階会議室
- 3 出席委員 中馬好行教育長 池永博委員 松田敬子委員 片山研治委員 大野泰生委員
- 4 説明のため 教育部長 教育政策課長 生涯学習課長 学校教育課長 人権教育課長
出席した者 学校給食課長 中央図書館長 新南陽総合出張所主査 熊毛総合出張所次長
鹿野総合出張所次長
- 5 書 記 教育政策課主幹、教育政策担当係長
- 6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第1号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	報告第2号 周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について
4	議案第1号 太華中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
5	議案第2号 岐陽中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
6	議案第3号 周陽中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
7	議案第4号 富田中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
8	議案第5号 熊毛中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
9	議案第6号 周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について

- 7 委員会協議会 (1) 2月の教育委員会の共催及び後援大会等一覧について
(報告者：教育政策課→生涯学習課→学校教育課)
- (2) こども議会の開催について
(報告者：教育政策課)
- (3) 徳山駅前図書館の開館記念式典の開催等について
(報告者：中央図書館)
- (4) 子どもと大人の本音会議の開催について
(報告者：生涯学習課)

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「平成30年第1回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

それでは、日程第1、「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

2	報告第1号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------------

教育長

続いて日程第2、報告第1号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題といたします。

この件について、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

議案書の1ページ 報告第1号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」ご説明いたします。

「教育委員会事務局職員のうち、課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関する事」は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、この度は、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、報告いたします。

次のページをお願いいたします。

今回の人事異動は、平成30年1月1日付で2件でございます。

1件は、平成29年12月末日をもって、嘱託職員であった教育部熊毛公民館長が退職されたことに伴い、熊毛総合出張所次長を教育部熊毛公民館長への兼任とするもの、もう1件は、生涯学習課課長補佐（鶴保護担当）兼鶴いこいの里勤務兼教育委員会事務局八代出張所勤務へ、市長部局から、新たに迎えたものでございます。

以上で、報告を終わります。

教育長

この件につきまして、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第1号を承認いたします。

3	報告第2号 周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について
---	--

教育長

続いて日程第3、報告第2号「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきましては、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

報告第2号 「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則制定について」 ご説明いたします。

議案書は3ページから5ページをご覧ください。

提案理由は、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第2項に基づくものでございまして、教育委員会規則の改正に係る代決事案でございます。

本件は、用語の整理に伴う、表記の改正でございまして、第2条第20条中「意義申し立て」を「審査請求」に改め、平成29年12月28日から施行いたしましたのでご報告いたします。改正箇所につきましては、5ページの新旧対照表をご覧ください。
以上でございます。

教育長

はい、この件につきまして、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告第2号を承認いたします。

4	議案第1号 太華中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
5	議案第2号 岐陽中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
6	議案第3号 周陽中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
7	議案第4号 富田中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について
8	議案第5号 熊毛中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について

教育長

続いて、日程第4、議案第1号「太華中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について」ですが、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

次の日程第5、議案第2号「岐陽中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について」、日程第6、議案第3号「周陽中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について」、日程第7、議案第4号「富田中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について」、及び日程第8、議案第5号「熊毛中学校普通教室空調設備設置工事の計画の策定について」は、いずれも関連する案件でありますので、一括して議題とし、説明を受けて審議をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員

※異議なし の声

教育長

それでは、議案第1号から議案第5号までを一括して議題といたします。

この件についても、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課

それでは、議案第1号から議案第5号まで、一括して説明させていただきます。

議案書は、6ページから15ページでございまして、太華中学校、岐陽中学校、周陽中学校、富田中学校及び熊毛中学校の5校における、「普通教室空調設備設置工事」に係る計画の策定に関するものでございまして、提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第9号の規定により、「1件5000万円を超える工事の計画を策定すること」につきましては、教育委員会の権限とされておりますことから、お諮りするもので

ございます。

議案書の6、7ページをお願いいたします。

議案第1号「太華中学校普通教室空調設備設置工事」でございますが、この事業は、次代を担う子供たちが学習に集中できる教育環境を整えるために、昨年度は、市内の全中学校を対象に、エアコンを整備するための、教室の遮熱・断熱の状況等の現地調査、熱源の検討などの基本設計を実施し、太華中学校、岐陽中学校、周陽中学校、富田中学校及び熊毛中学校の5校におきまして実施設計を行うなど、計画的にそして重点的に事業を進めてまいりました。

この度、いよいよ、快適な教育環境の創出に向けて、これら5校の整備工事に着手するものでございます。

先ず、「3 工事目的」につきましては、7ページの項の欄に記載しておりますとおり、「普通教室に空調設備を設置することで、学習に集中できる快適な教育環境を整備する」ことを目的とするものでございまして、「4 工事内容」といたしましては、空調設備の設置工事及びそれに伴う空調設置電気設備工事を実施いたします。「5 工期」につきましては、生徒が学校生活における大半の時間を過ごす、普通教室への空調設備の整備であるという特性を考慮し、長期休業期間等を有効に活用し、本年3月に着工の後、春休み、夏休み等に集中的に工事を行い、10月の完成をめざします。「7 契約方法」でございますが、条件付一般競争入札による契約を予定しております。これらの件につきましては、議案第2号から議案第5号までも、同様でございます。

この「太華中学校普通教室空調設備設置工事」でございますが、予算額は、6,926万6千円でございます。配置図を掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

次に、議案書の8、9ページをお願いいたします。

議案第2号「岐陽中学校普通教室空調設備設置工事」についてでございます。

提案理由、工事目的、工事内容、工期、契約方法につきましては、前号で説明させていただきましたとおりで、以下、議案第5号まで、同様でございます。

予算額につきましては、1億279万6千円でございます。

次に、議案書10、11ページをお願いいたします。

議案第3号「周陽中学校普通教室空調設備設置工事」につきましては、予算額は7,970万7千円でございます。

続きまして、12、13ページをお願いします。

議案第4号「富田中学校普通教室空調設備設置工事」につきましては、予算額は8,580万円でございます。

最後に、14、15ページをお願いいたします。

議案第5号「熊毛中学校普通教室空調設備設置工事」につきましては、予算額は8,122万5千円でございます。

なお、現在、残る9校におきましても、普通教室空調設備整備事業を実施するために必要な実施設計策定業務につきましては、1年前倒しで、平成30年度中に全ての学校で完了できるよう、同様に、速やかに事業の進展を図ってまいります。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育長

この件について何かご質問はございませんか。

片山委員

工事については春休みと夏休みを活用するということでしたが、今年から実際に使えるようになるのでしょうか。

教育政策課

順調にいけば、先ほど説明いたしましたとおり、3月から着工いたします。その後、主には春休み、夏休みに集中的に行いますが、放課後等も含めて学校と協議しながら事業を進めて、10月の完成をめざしておりますことから、夏の使用は難しいと思いますが、暖房が必要な冬の時期には対応ができるように計画しております。

池永委員

残りの9校については、31年度以降ということですね。それと特別教室については、その後の計画としてあるのでしょうか。特別教室の中でも気になるのが、理科室は早めの設置がよいのではないかと思うのですが。

教育政策課

普通教室以外の整備につきましても大変重要だと思っておりますが、現在は全ての中学校の普通教室の空調設備を確実に実施するというので、来年度残りの中学校の実施設計を完了し、その翌年度の31年度末には全ての中学校の普通教室に空調設備が完備されることをめざして進めていきたいと考えています。

教育部長

総合教育会議においても委員の皆様からご意見をいただきまして、特別教室への設置につきましては市長もかなり熟慮をされました。財政状況も非常に厳しいということもありまして、市民の皆様にお約束している範囲をまずはやるべきだということで結論を見出されました。市長も特別教室への空調設備は必要であるという認識は総合教育会議の中でも発言されたとおりです。普通教室の空調整備工事が完成するという目処がたった際には、必要に応じて考えていこうという可能性は残っていますので、また来年度、しっかり協議させていただきたいと考えています。

教育長

委員の皆様は市長への要望とか、総合教育会議での発言など、非常に大きなウエイトを占めておりますので今後ともよろしくお願いします。その他、ご質問ございませんか。

大野委員

中学校の後は小学校もという話が出ております。是非そちらの方も今後引き続いてお願いしたいと思います。

教育政策課

中学校の普通教室を全て終わらせた後、小学校にも空調設備は必要と考えていますので、状況をみながら、財源確保に向けて努力してまいりたいと思っております。

教育長

その他、質問はありませんか。すみませんが、空調設備の熱源について補足説明してもらえますか。

教育政策課

熱源については、熊毛中学校は「電気式」になります、それ以外の4校は全て「ガス式」となります。

教育長

都市ガスが入っているところは都市ガスの方が、ランニングコストが安くなります。工事金額

は、電気式より少し割増にはなりますが、ランニングコストは安く抑えられるということです。

教育部長

それ以外の9校ですが、住吉中と秋月中は都市ガスを利用できますので、「ガス式」を考えています。住吉中、秋月中以外の7校は配管がきていないため、「電気式」となります。「ガス式」はインシヤルコストは高いですが、ランニングコストの関係で、ライフサイクルコストともいいますが、機械の耐用年数いっぱいまで使った場合の経費を比較すると都市ガスの方が安価となりますので、都市ガスの利用を考えています。

教育長

その他は、何か質問はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号から議案第5号までを一括して決定いたします。

9	議案第6号 周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
---	------------------------------------

教育長

続いて日程第9、議案第6号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件については、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは、議案第6号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」説明いたします。16ページを御覧ください。

提案理由につきましては、「周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号」によるものでございます。

様式第2号及び様式第3号につきましては、4月の教育委員会定例会において御審議いただき、改正したところでございますが、この度、下松市、光市、柳井市などと進めております、基幹業務系システム共同利用により、学齢簿システムの統一様式が決定されたことに伴いまして、本市学校教育法施行細則に定めてある、第2号様式及び第3号様式を改めて変更するものでございます。あわせて、施行細則の条文も整理いたします。

児童生徒の転入学についての通知は、保護者、学校長のいずれにも通知するよう学校教育法施行令で定められておりますことから、今回の2つの様式は、保護者宛の様式と定め、学校長への通知は、教育長が別に定める形で整理いたしました。

それでは、20ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条第2号の改正でございますが、ここでは、第2号様式の入学通知書について、保護者に対して、この入学通知書を発行することを条文に明記するよう変更しております。

あわせて、21ページに示してある様式第2号につきましても、基幹業務系システム共同利用に伴いまして、枠内の「入学指定校」の欄に記載のある「周南市立」の文字を削除し、学校名のみ記載される様式に変更し、枠下の通知文も第2号の改正に伴い変更しております。

20ページに戻っていただいて、第2条第3号の改正でございます。この第3号は、学校教育法施行令第7条に規定されております、学校長へ通知する様式について定めておりましたが、今回、学校教育法施行令第6条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒の保護者に対する通知として定め、第2号と同様に、就学通知書を保護者に対して発行することを条文に明記するよう変更しております。

22ページにございますが様式第3号につきましても、基幹業務系システム共同利用に伴いまして、保護者宛の就学通知書に変更しております。

もう一度、20ページに戻っていただきまして、第8条ですが、その他として、この規則の施行に関し必要な事項は、別に教育長が定めるという条文を追加しております。

今後は、基幹業務系システム共同利用に伴いまして、学校教育法施行令第7条に規定されております学校長への通知については、同じ教育委員会内の通知でございますことから、様式についてはこの学校教育法施行細則の中では個別に定めず、教育長が別に定めることとし、システムの運用の中で作成される異動の連絡票等を通知に替えるなどして、教育長が別に定めたもので運用していくこととしております。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

はい、この件につきましてご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号を決定いたします。

その他、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、平成30年第1回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松田 敬子 委員 _____

片山 研治 委員 _____